（公印省略）

神健保医第３９７号-3

令和３年６月１４日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保

に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その３）（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年５月28日付厚生労働省医政局総務課事務連絡　別添のとおり

２　概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを迅速に接種することの重要性に鑑み、新たに、医療法上の臨時的な取扱いが次のとおり定められたこと。

ワクチンの接種を実施する医療機関※において、当該接種実施医療機関の管理者の管理責任の下で予診・接種等の医療の提供が行われる場合は、当該接種実施医療機関の業務として実施されるものと取り扱うこと。

※　市町村（特別区を含む）が開設したものであって、コロナワクチンの接種を実施する医療機関又は市町村との委託契約等によりコロナワクチンの接種を実施する医療機関

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp